

最低賃金の減額の特例許可申請書 チェックリスト
(「断続的労働に従事する者」バージョン)

項 目	確認欄
①申請書標題 ()	
() 内には個別に許可を受けようとする場合は「個人」、包括的に複数の労働者について申請する場合は「包括」と記入している。	
②事業の種類	
日本産業分類の小分類で記入している。	
③事業の名称	
法人又は個人事業名(屋号)に加え、「本社」「〇〇工場」等、減額特例対象許可労働者が就労する事業場を特定できる名称を記入している。	
減額特例許可対象労働者が就労する作業場が単に作業を行うだけで、労務管理等を行っていない場合は、作業場を管理する直近上位の事業場の名称と作業場の名称を記入している。	
④事業の所在地	
減額特例許可対象労働者が就労する「②事業場」の所在地を群馬県から記入をしている。	
減額特例許可対象労働者が就労する作業場が単に作業を行うだけで、労務管理等を行っていない場合は、作業場を管理する直近上位の事業場の所在地と作業場の所在地を記入している。	
⑤減額の特例許可を受けようとする労働者	
許可を受けようとする労働者の氏名、性別及び生年月日を正確に記入している。	
包括申請の場合は、許可を受けようとする労働者の人数を記載し、その氏名、性別及び生年月日を記載した名簿を添付している。	
許可を受けようとする労働者の雇用契約期間内の申請となっている。 (雇用契約書等雇用契約期間が判る資料を添付している。)	
⑥従事させようとする業務の種類	
減額対象労働者に従事させようとする業務の種類を具体的に記入している。	
⑦労働の態様	
始業・終業時刻、作業内容、作業量等詳細に記入している。 (記入欄が足りない場合は別紙に記入して、添付している。)	
常態として断続的労働が行われていることを詳細に記入している。 (1週間の所定労働時間数、所定休日日数、各労働日ごとの始業・終業時刻、休憩時間数、実作業時間数、手待ち時間数、実作業の内容ごとの開始時間並びに所要時間等を記入している。) (記入欄が足りない場合は別紙に記入して、添付している。)	
実作業時間数と手待ち時間数の根拠として、日報等の資料を添付している。	
⑧実作業時間数と手待ち時間数	
1勤務における実作業時間数と手待ち時間を記入している。	

⑨減額の特例許可を必要とする理由等	
減額の特例許可を必要とする理由その他参考となる事項を記入している。	
常態として作業が間欠的で、労働時間中において、手待ち時間が実作業時間を上回っている。	
⑩減額の特例を受けようとする最低賃金	
(群馬県最低賃金の場合) 件名は「群馬県最低賃金」、最低賃金額は現在の群馬県最低賃金額を記入している。	
(群馬県最低賃金及び特定最低賃金の場合) それぞれの件名、最低賃金額を記入している。	
⑪金額	
減額対象労働者の職務の内容、職務の成果、労働能率、経験などを勘案して定めた減額率に対応した額以上で、実際に支払おうとする賃金額(時間額)を記入している。	
⑫減額率	
手待ち時間数に100分の40を乗じて得た時間数を所定労働時間数で除して得た率を、減額率の上限として算出している。	
減額対象労働者の職務の内容、職務の成果、労働能力、経験などを勘案して、総合的に減額率の定めて、記入している。	
総合的に勘案した結果として、申請する減額率が、労働能率の程度に応じて算出される減額率上限値以下となっている。	
小数点以下が生じた場合、小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位までの表記としている。	
⑬理由	
法令、許可に基づき当該減額率を定めた理由を記入している。	
⑭都道府県労働局長	
事業場を管轄する都道府県労働局長名を記入し、所轄の労働基準監督署に2部提出している。	
減額対象労働者が派遣労働者の場合は、派遣先事業場を管轄する都道府県労働局長名を記入し、派遣元事業場を管轄する労働基準監督署に2部提出している。	
⑮使用者	
法人又は個人企業を代表して申請する権限を有する方が申請をしている。	